

浜田市議会議長笹田卓様 2024年6月3日

浜田市日脚町 森谷公昭

下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

陳情番号	149
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果等	

趣旨

市税の滞納者が市のサービスを受けることができないことに関する陳情について

本文

市税の滞納とサービスを受けることが出来ないことについて、
検討の余地があるのではないかと

市税の滞納者が市のサービスを受けることが出来ないという規定があるが、
滞納とサービスを短絡的に結び付けるのは、行政がする行動としていかがなものか？
住民の権利は権利、義務は義務としてとらえるべきではないか？
生活保護を受けている人もサービスは受けれる。(少し意味合いは違うが)

税を滞納する人は、課税を受けるといふ資産や所得がある人であり、納税として
ある程度市に貢献してきたといえる。
過去のことを考慮しているか、していないのかわからないが、
滞納はすべて悪という捉え方はすべきではないと思う。

国税を滞納しているからと言って、国のサービスが受けられなくなるのだろうか？

滞納の理由とか、行政サービスの種類とかもっと検討の余地があるのではないかと
あまりにも画一的のような気がする。
諸事情を考慮しているのか読み取れない。
ぜひ検討してほしい。

